

第40回愛知県障害者技能競技大会実施要領

1 目的

この大会は、障害のある方々が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者雇用に対する理解と認識を深め、雇用の促進を図ることを目的とする。

2 主催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部及び愛知県

3 後援

愛知県教育委員会、愛知労働局、一般社団法人愛知県身体障害者福祉団体連合会、社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会、愛知県知的障害者育成会、社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会及び愛知県職業能力開発協会

4 日程・会場

日時	会場	競技種目
7月8日(日) 午前9時から 午後4時30分まで	日本聴能言語福祉学院 (名古屋市千種区若宮町2-14)	義肢
7月15日(日) 午前9時30分から 午後4時30分まで	大成今池研修センター(大成今池ビル) (名古屋市千種区今池4-3-23)	ビルクリーニング
7月21日(土) 午前9時から 午後4時30分まで	中部職業能力開発促進センター(ポリテクセンター中部) (小牧市下末1636-2)	洋裁、家具、DTP、機械CAD、建築CAD、電子機器組立、ワード・プロセッサ、データベース、ホームページ、フラワーアレンジメント、製品パッキング、喫茶サービス、オフィスアシスタント、表計算、パソコン操作、パソコンデータ入力、縫製、木工

※表彰式は全ての種目について7月21日(土)に中部職業能力開発促進センターで行う。

5 競技種目及び定員

(定員単位：名)

競技種目	定員	参加対象障害者
洋裁	5	身体障害者・知的障害者・精神障害者
家具	5	
DTP	5	
機械CAD	5	
建築CAD	5	
電子機器組立	5	
義肢	5	
ワード・プロセッサ	15	
データベース	10	
ホームページ	10	
フラワーアレンジメント	10	
ビルクリーニング	20	
製品パッキング	10	
喫茶サービス	20	
オフィスアシスタント	20	
表計算	15	身体障害者（視覚障害者に限る）
パソコン操作	5	
パソコンデータ入力	10	知的障害者
縫製	10	
木工	10	

※定員については変更する場合があります。

6 参加資格

次の全てに該当する者

(1) 参加対象障害者

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下同じ。）第2条第2号及び第3号に規定する身体障害者
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する知的障害者
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者

(2) 平成30年4月1日現在で15歳以上の者

(3) 参加を希望する技能競技種目において、第33回から第37回までの全国障害者技能競技大会で金賞を受賞した者でない者。

(4) 第35回から第37回までの全国障害者技能競技大会において、参加を希望する技能競技種目に3大会連続して参加した者でない者。

(5) 県内在住者又は県内事業所に勤務する者若しくは県内の学校に通学する者

(6) 競技時間に十分耐えられ、かつ、身体に支障をきたさない健康状態にある者

7 参加手続

- (1) 提出書類：「第40回愛知県障害者技能競技大会参加申込書」、「参加に係る同意書」
- (2) 提出期限：平成30年5月17日（木）
- (3) 提出先：愛知県 産業労働部 労政局 産業人材育成課
技能五輪・アビリンピック推進室 全国大会第二グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（〒460-8501）
電話（052）954-6469（ダイヤルイン）
FAX（052）954-6978

8 参加者の決定

参加申込者のうちから、愛知県産業労働部労政局産業人材育成課長が参加者を決定する。決定者にはその旨を通知する。

9 競技方法

- (1) 競技課題は、競技の実施に差し支えない範囲で事前に公表する。
- (2) 競技時間は、5時間以内とする。
- (3) 競技に必要な補助具、作業用具は、原則として自己のものを使用することとし、競技用機械設備の改良は原則として行わない。
- (4) 競技成績の評価に当たっては、障害程度は考慮しない。
- (5) 参加者が1名の種目が生じた場合は、競技ではなく、技能デモンストレーション種目として実施する。
- (6) 競技において制作された作品等の所有権は、全て主催者に帰属するものとする。

10 表彰

成績の優秀な者には、競技種目ごとに金賞、銀賞、銅賞及び努力賞を授与する。なお、愛知県知事は、特に成績が優秀な者を、全国大会へ推薦することとする。

技能デモンストレーション種目参加者には、特別表彰を行う。また、技能デモンストレーション種目参加者についても、特に成績が優秀な場合は全国大会への推薦を行うものとする。

11 参加料

無 料

12 その他

- (1) 日常動作に必要な補助具等は、自己のものを使用することとする。
- (2) 競技参加者には、主催者において傷害保険に加入する。
- (3) 大会当日の昼食は、参加者各自持参とする。
- (4) 本要領に定めのない事項及び本要領によりがたい事項については、主催者が決定する。